

**産業廃棄物を排出する建設業者や病院などの事業者の
適正処理に向けた取組をインターネットで公表します**

～ 全国初の「報告・公表制度」（排出事業者）～

東京都では、昨年9月より、「東京都廃棄物条例」に基づいて、産業廃棄物の適正処理の確保に向けた「報告・公表制度」を導入しています。

このたび、昨年12月に公表した産業廃棄物処理事業者からの報告に続いて、建設業者や病院など、産業廃棄物を排出する事業者からの初めての報告を取りまとめましたので、下記のとおり公表いたします。報告内容はインターネットで閲覧できます。

東京都は、今後、この制度の定着を図り、排出事業者の適正処理確保に向けた取組を促進するとともに、不適正な処理についての立入指導を強化するなど、建設廃棄物や医療廃棄物を含む産業廃棄物の不法投棄を撲滅し、適正処理の徹底を目指していきます。

1 公表の対象となる排出事業者

建設業（資本金が3億円を超える者）、製造業（従業員300人以上の工場）、病院 等

2 公表する内容

- ①産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る基本方針と組織体制
- ②適正な委託処理の確保に向けた取組状況
 - 処理事業者の選定方法、処理の履行状況の確認方法など
 - ③産業廃棄物の資源化率と資源化の具体的な内容
 - ④事業所での再生資源・再生品の利用状況
 - ⑤ホームページや環境報告書などによる情報の公開状況

3 公表を開始する日

平成18年2月1日（水） 正午から

4 報告の状況

記載内容等の確認を終えた900事業所（報告対象は1,246事業所）について公表します。その他については、記載内容等について確認中であり、今後、順次公表していきます。

5 公表の方法

東京都環境局のホームページで公表

※ 公表内容は、東京都環境局ホームページ内の下記のアドレスで閲覧可能です。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.htm>

6 その他

産業廃棄物処理事業者からの報告は、平成17年12月16日から公表しています。

《問い合わせ先》

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3586（直通）

産業廃棄物排出事業者の報告・公表制度の概要

(参考1)

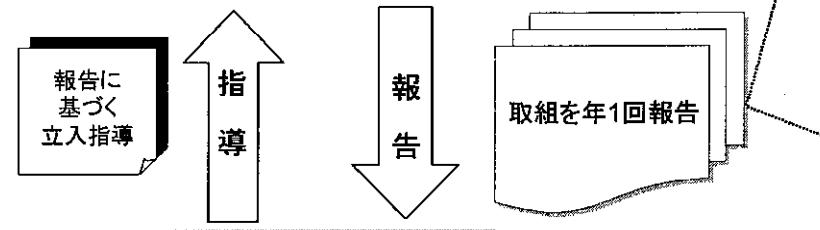
制度概要

☆制度のねらい

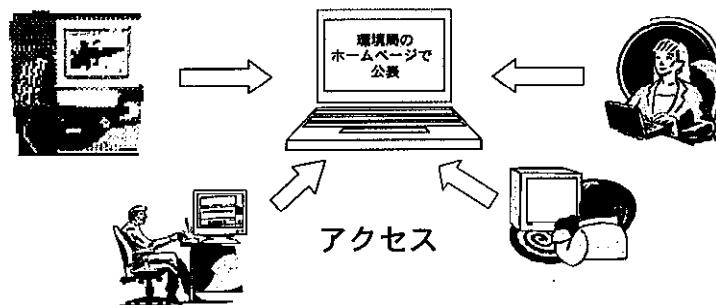
- 排出事業者の適正処理確保に向けた取組を促進
- ・取組への社会的評価
 - ・意識の向上、取組の促進

☆特定排出事業者

- 建設業（資本金3億円超）
- 製造業（300人以上の工場）
- 病院 など



実行内容を公表



都民、事業者等

※誰でもインターネットで閲覧が可能

主な報告内容

1 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る基本方針と組織体制

2 適正な委託処理の確保に向けた取組状況

- 処理業者の選定方法
- 処理の履行状況の確認方法
- 処理費用の支払方法

3 産業廃棄物の資源化率と資源化の具体的な内容

4 事業所での再生資源・再生品の利用状況

5 ホームページや環境報告書などによる情報の公開状況

(参考2)

1 特定排出事業者に対する報告・公表制度（今回公表するもの）

排出事業者の取組が、公表により社会的評価を受けることで、適正処理への取組が促される。

(1) 対象者及び対象者数

一定規模以上の建設業及び製造業、病院など（1,246事業所）

○建設業：395 ○製造業：84 ○病院：661 ○大学：64

○自然科学研究所：32 ○血液センター：3 ○衛生検査所：7

※平成18年1月30日現在で、1,108事業所（約89%）が報告している。

(2) 報告頻度

年1回

※今年度は、11月末を期限に報告を求めている。

(3) 報告項目

産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る基本方針と組織体制、適正な委託処理の確保に向けた取組状況、産業廃棄物の資源化率と資源化の状況、事業所での再生資源・再生品の利用状況、ホームページや環境報告書などによる情報の公開状況など

(4) 報告の扱い

○報告された項目は、担当者名と連絡先電話番号を除き、そのまま公表する。

○未報告者に対しては勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 産業廃棄物処理事業者に対する報告・公表制度（既に公表しているもの）

(1) 対象者及び対象者数

産業廃棄物処理事業者（801社）

○産業廃棄物収集運搬業者（積替・保管を行う者）……… 486社

○産業廃棄物処分業者 ……………… 315社

(2) 報告頻度

年2回

※今年度は、9月分の実績等について、10月末を期限に報告を求めている。

(3) 報告の扱い

産業廃棄物排出事業者に対する報告・公表制度と同様である。